

平成 30 年度補正

ものづくり補助金2次公募開始

(正式名称 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 2次公募)

足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者等の設備投資等の一部を支援します。

○公募期間（応募開始：2019年 8月19日（月） 13時）

応募締切：2019年 9月20日（金） 15時

本公募は、「ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>)」中小企業が開設した支援ポータルサイト会員ページ内に設けられる**ものづくり補助金電子申請システム**（以下、「**電子申請システム**」という。）を使用して、**電子申請を行った場合のみ受付**となります（1事業者につき、1申請のみ）。

○対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

革新的サービス	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
ものづくり技術	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

○補助対象経費/補助率

公募類型	補助対象経費	補助金額	補助率
一般型	機械装置費 技術導入費 運搬費 専門家経費 クラウド利用費 設備投資が必要	100～ 1,000 万円	1/2 以内 ※1、※2
小規模型 設備投資 のみ	機械装置費 技術導入費 運搬費 専門家経費 クラウド利用費 設備投資が必要	100～ 500 万円	【小規模事業者】 2/3 以内 【その他】 1/2 以内 ※1、※2

※1 生産性向上特別措置法に基づき、令和元年7月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日以降に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること）の補助率は **2/3 以内**。⇒ **古賀市は対象**

※2 経営革新計画を、平成30年12月21日以降に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は **2/3 以内**。

○お問合せ先 2019年8月1日現在

（応募申請書類に関するお問合せ先）

福岡県地域事務局 福岡県中小企業団体中央会 ものづくり企業サポートセンター

【受付時間】10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）

【住所】福岡市博多区吉塚本町9番15号 【電話番号】092-260-3714

（電子申請システム入力等に関するお問合せ先）

ものづくり補助金申請サポートセンター 【受付時間】9:00～17:00（土日祝日を除く）

【電話番号】0800-600-0258 【メールアドレス】monodukuri30-denshi@gw.nsw.co.jp

※今後、上記の電話番号等が変更される可能性があります。最新情報は地域事務局のHP等をご確認ください。

<公募要領・様式等ダウンロード> <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/monodukuri/?no=30>

その他、細かい補助対象者の要件や補助対象経費、補助金のルール等がございますので、詳細については福岡県地域事務局または古賀市商工会へお問い合わせください。